

医療分野の「雇用の質」の向上に関する企画委員会 設置要綱

沖縄労働局

(目的)

第1条 標題に関し、関係者が協働して、地域の医療従事者の勤務環境の改善等に取り組むための連絡協議の場として「企画委員会」を設置する。

(所掌事項)

第2条 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の看護師等をはじめとする医療従事者の勤務環境の改善に関する事項
- (2) (1)の事項の認識並びに改善に関する事項
- (3) その他

(組織)

第3条 企画委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別添名簿のとおりとする。

2 委員長は沖縄労働局労働基準部長とし、委員会の事務を統括する。

(会議)

第4条 企画委員会は、委員長並びに委員の発議を基に、議題及び日程等を踏まえて開催する。

2 委員長は、必要に応じて企画委員会を開催することができる。

3 委員長は、企画委員の了承のもと、議題に応じて、企画委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(定足数)

第5条 委員会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(事務局)

第6条 企画委員会の庶務は、沖縄労働局労働基準部監督課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

改正 平成25年7月19日